

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

健康で生き生きと暮らせるまち

老いや病は誰にも等しく訪れますが、心身の健康的な状態をできるだけ長く保つことは誰もが望むことです。また、誰もが老いや病に直面しても、最後まで個人として尊重され、自らの意思で選択し、もてる力を活用して、できるかぎり自立した生活を送ることが望まれています。

誰もが望む「心身の健康」と「自立した生活」を実現するためには、市や事業者が保健・福祉サービスの充実を図るだけでなく、一人ひとりの市民が高齢期の保健福祉を自らの問題として捉え、健康意識を高め、地域での支え合いを充実させていくことが必要です。

こうした視点を今後も重視し、基本理念は前期計画を踏襲し、基本方針を以下のように定めます。

2 計画の基本方針

(1) 高齢者の尊厳への配慮

高齢者一人ひとりの多様な状況に応じて個性を尊重し、高齢者が必要なところで必要な情報や支援、サービスを利用できるよう、きめ細かな配慮や取り組みに努めます。

また、市民の誰もが高齢者を敬い、尊重することができる地域の構築に努めます。

(2) 健康づくりや介護予防の推進

高齢者の現在の健康状態を把握し、新たな病気を予防していく健康づくりについて、地域における既存の活動や社会的資源の有効活用を図りながら各種事業を進めます。

また、要介護状態の軽度化、悪化の防止、または要介護状態となることを予防することを目的に、保健・医療・福祉の密接な連携による適切なサービスの提供など、健やかで、生き生きとした高齢期をめざし、介護予防に努めます。

(3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢期は、介護を必要とする人々がいる一方、趣味や社会活動への参加など自らの価値観にしたがって主体的な生活を送ることのできる時期です。

高齢者が地域とのかかわりを持ち続け、能力をいかし、さらに高めることによって、生きがいにあふれた生活が送れるよう、地域活動や社会活動への参加の呼びかけに努めます。

(4) 利用者本位のサービス提供とサービスの質の向上

高齢化の進行にともない、高齢者福祉などのサービスに対するニーズが増大し、また内容も多様化してきています。こうした利用者のニーズをふまえ、必要なサービスを利用できるよう、サービスの質の向上を図ります。また、制度の周知の徹底をはじめ、地域包括支援センターの充実などにより、高齢者がサービスを選択する機会を十分提供することにも努めます。

(5) 認知症対策の推進

要介護等高齢者の約半数は認知症の影響がみられ、高齢化にともなって、今後一層の増加が予想されています。そのため認知症高齢者とその家族に対する支援体制の整備をはじめとした認知症高齢者対策が求められています。今後、認知症を早期に発見し、早期に対応するため、地域や関係機関との連携の強化に努めます。

(6) 住み慣れた地域で暮らすための支援

高齢化の進行や核家族の増加など、家族形態の変容にともない、今後も要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれます。高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域で生活できるよう、支援するとともに、介護家族の負担を軽減できる体制の構築に努めます。

(7) 地域で見守ることができる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域社会で安心して生きがいのある生活を送るために、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現をめざします。また、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ、福祉シルバー人材センター、地域でのボランティア等の地域福祉の担い手による活動を支援していきます。